

大雪地区広域連合  
平成19年度予算の概要

平成19年第1回大雪地区広域連合議会が3月28日、美瑛町の大雪消防組合で開かれ、一般会計と介護保険・国民健康保険・老人保健など3特別会計の4会計について19年度予算が決定されました。

〈総括〉

住民福祉の視点と事務の効率化の2点を基調とし、後期高齢者医療制度創設に伴う事務処理の準備事務、国保ヘルスアップ事業の継続、平成20年度から保険者に義務付けられます特定健診等の取り組みを行ってまいります。

平成19年度広域連合の予算総額は、108億8611万円(特別会計繰出金を除く実質は100億386万円)となりました。(表1)

〈一般会計〉

議会費、派遣職員の人件費、一般管理費等の経費、障害程度区分認定審査会経費と、平成20

年4月から始まる北海道後期高齢者医療広域連合への負担金からなっています。

〈介護保険特別会計〉

大きく3つに分かれ、認定調査等に係る一般管理費等の経費、介護認定審査会に係る経費、保険給付に係る経費からなっています。

要介護認定は、5人体制の4つの協議体、20名の審査会委員によって毎週1回審査会を開催しています。

介護保険料は、平成18年度から平成20年度を1期とする第3期介護保険事業計画を策定し、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう計画的に進めます。(第4段階である標準的な年額保険料は5万2千円(月額4333円)です)

予防重視型システムへ転換を図った2年度にあたり、地域包括支援センターの運営・地域支援事業の実施等を推進していきます。

〈国民健康保険特別会計〉

3町の被保険者に係る必要な

保険給付費を見込み予算を計上しています。1人あたりの保険料の額については、3月の当初予算の段階では、所得の申告が終わったばかりであるため、具体的な計算をまだ行えない状況です。医療費適正化特別対策事業、収納率向上対策特別事業、平成18年度から取り組んでいる国保ヘルスアップ事業を本年度も行ってまいります。

医療制度改革が進む中、平成20年度から保険者に特定健診及び特定保健指導が義務化されるため、国が定める特定健診等基本指針に基づき、国保の保険者として特定健診等実施計画を策定します。

〈老人保健特別会計〉

国民健康保険特別会計と同様に3町の被保険者に係る必要な保険給付費を見込み予算を計上しています。

老人保健事業は、現在制度改正が行われており、平成14年10月から70歳以上対象であったものが、1歳ずつ対象年齢が引き上がり、5年間かけて75歳まで引き上がることになっています。

本年10月1日で経過措置が終了し、平成19年10月から受給者が増加していきます。  
大雪地区広域連合に関するお問い合わせは、大雪地区広域連合事務局(東川町保健福祉センター内82-2111(内線561、563))

(表1)

会計	金額(万円)	前年比(%)	うち東川町負担額(万円)
一般会計	97,821	106.1	3,090
介護保険特別会計	218,104	102.9	8,848
国民健康保険特別会計	391,768	111.3	6,626
老人保健特別会計	380,918	97.5	8,791
合計	1,088,611	104.0	27,355